

II 給付金関係

簡素な給付措置（臨時福祉給付金 （経済対策分））について

簡素な給付措置(臨時福祉給付金(経済対策分))について

1. 経緯

- 「簡素な給付措置」は、税制抜本改革法に基づき、消費税率の引上げ(5%→8%)を踏まえ、低所得者に対する臨時的・暫定的な措置として位置づけられており、平成31年10月に予定される軽減税率の導入時点まで実施。
- 一方で、現状の景気が個人消費に力強さを欠いた状況にあるとの認識の下、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていくことが重要。
- こうした状況を踏まえ、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、「簡素な給付措置について、平成31年9月までの2年半分を一括して措置する」こととされ、平成28年度第二次補正予算により臨時福祉給付金(経済対策分)(15,000円)を実施することとした。

2. 今後の予定

- 可能な限り年度内からの支給開始をお願いするとともに、国の広報もそのスケジュールを念頭に実施予定。

平成29年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
市町村事務手続 (※詳細は市町村によって異なる)	申請 (2月頃から順次開始されることを想定)							
	支給 (3月頃から順次開始されることを想定)							
国 (※平成29年度の交付決定の時期について現在未定)	平成28年12月 事業費交付 決定(1回目)	2月中旬 事務費 交付決定	2月下旬 事業費交付 決定(2回目)	3月下旬 第1回広報		5月下旬 第2回広報		

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)・年金生活者等支援臨時福祉給付金等の実施状況

実施済
 実施中
 新規(28年度第2次補正予算計上)

年 度	25	26	27	28	29	30	31	支給対象者
消費税率	5%	(26.4.1)5%→8%		8%	(29.4.1)	税率引上げ延期	(31.10.1)8%→10%	
簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)		26.4～27.9の1年半分		27.10～28.9の1年分		28.10～29.3の半年分		29.4～31.9の2年半分
		26年度 ①25年度補正 ②26年8月～ ③26年度非課税者 ④2,400万人 (実績1,992万人) 10,000円 (基礎年金受給者等に5,000円加算措置)	27年度 ①27年度当初 ②27年10月～ ③27年度非課税者 ④2,200万人 (実績2,016万人) 6,000円	28年度 ①28年度当初 ②28年10月～ ③28年度非課税者 ④2,200万人 3,000円	経済対策分 ①28年度第2次補正 ②29年春～ ③28年度非課税者 ④2,200万人 15,000円		軽減税率制度	住民税非課税者 (課税者の扶養親族や生活保護制度の被保護者を除く)
年金生活者等支援 臨時福祉給付金	高齢者向け給付金			①27年度補正 ②28年3月～ ④1,130万人 (実績1,165万人) 30,000円		併せて支給		年金生活者支援給付金
	障害・遺族年金受給者向け給付金			①28年度当初 ②28年10月～ ④150万人 30,000円		同じ支給対象者		27年度の簡素な給付措置の支給対象者のうち、28年度中に65歳以上者
子育て世帯 臨時特例給付金		26年度 ①25年度補正 ②26年8月～ ④1,271万人 (実績1,333万人) 10,000円	27年度 ①27年度当初 ②27年10月～ ④1,630万人 (実績1,490万人) 3,000円					児童手当(特例給付を除く)の受給者 (金額は児童1人当たり)

税制抜本改革法に基づく低所得者対策(軽減税率)が講じられるまでの臨時的な措置。

一億総活躍の緊急対策により、アベノミクスの成果の均てんの観点から行うもの。

摘要:①予算計上 ②支給時期 ③簡素な給付措置の支給対象者 ④予算上の支給対象者数(実績 ※高齢者向け給付金は平成28年10月末現在)

「未来への投資を実現する経済対策」について(抜粋)

平成28年8月2日
閣議決定

「未来への投資を実現する経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

力強さに欠ける消費の底上げを図り、内需をしっかりと拡大するためには、社会全体の所得の底上げを図ることが重要。そのため、以下の施策を講ずる。

③ 簡素な給付措置

簡素な給付措置について、平成31年(2019年)9月までの2年半分を一括して措置する。平成31年(2019年)10月より、消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の概要

措置対象期間 (計上予算)	平成26年度 平成26年4月～27年9月 (平成25年度補正)	平成27年度 平成27年10月～28年9月 (平成27年度当初)	平成28年度 平成28年10月～29年3月 (平成28年度当初)	経済対策分 平成29年4月～31年9月 (平成28年度二次補正)
趣 旨	税制抜本改革法に基づき、消費税率の引上げを踏まえ、低所得者に配慮する観点から導入する施策(軽減税率)の実現までの間の臨時的・暫定的な措置として、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を実施			
支給対象者	市町村民税(均等割)が課税されていない者 (市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)			
対象者数 (注1)	2,400万人	2,200万人	2,200万人	2,200万人
実績 (注2)	1,992万人 (うち加算対象者:1,091万人)	2,016万人	—	—
支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給			
実施主体	市町村(特別区を含む)			
支給額 (注3)	10,000円 <small>基礎年金受給者等に5,000円を加算</small>	6,000円	3,000円	15,000円
基準日	平成26年1月1日	平成27年1月1日	平成28年1月1日	平成28年1月1日
支給開始時期	平成26年8月頃	平成27年10月	平成28年10月	平成29年春
費用	事業の実施に要する経費(事業費・事務費)を国が補助 (10/10)			
予算額	3,420億円 <small>事業費:3,000億円 事務費: 420億円</small>	1,693億円 <small>事業費:1,320億円 事務費: 373億円</small>	1,033億円 <small>事業費: 660億円 事務費: 373億円</small>	3,673億円 <small>事業費:3,300億円 事務費: 373億円</small>

(注1)対象者数は、予算積算上の推計数。

(注2)実績は、市町村へのアンケート結果(支給決定者数)を集計したものの。

(注3)支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分(3%アップ分)を参考に算出。

臨時福祉給付金（経済対策分）の広報スケジュール予定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～ 30年3月	備 考
事務手続			申 請							
			支 給							
テレビ・新聞										3月下旬頃～ 5月下旬頃～ の2回実施予定
ラジオ										3月下旬頃～ 実施予定
ポスターチラシ										2月下旬頃～ 配布予定
バナー										3月下旬頃～ 実施予定
コールセンター										引き続き 0570-037-192を使用 29年度末まで運営
ホームページ										29年度末まで運営

III 援護関係

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、**戦後何十周年**といった特別な機会をとらえ、**国として弔慰の意を表するため**、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪等)に対して、特別弔慰金を支給。
※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族(主として配偶者)がないとき、先順位者1名に支給。
- **戦後70周年**に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正(平成27年4月1日施行)し、特別弔慰金の支給を継続。

裁定の促進

【現状】平成28年12月末現在、居住地都道府県における受付件数 78.9万件、平成29年1月6日までの国債発行請求件数 64.4万件

【平成28年度における国の取組】平成28年8月から、裁定が遅れている一部の都道府県に対して、個別に事務処理体制の見直しについて指導。
(例:受付時における仕分け、請求者の請求区分に応じた担当職員の配置・見直し、他都道府県進達分及び他都道府県受付分の優先処理など)

【依頼事項】

- 引き続き、裁定が遅れている一部の都道府県におかれては、事務処理体制の見直しなどにより早期裁定の促進に努めていただきたい。

時効失権防止への取組

【請求期間】平成27年4月1日から平成30年4月2日まで(3年間)

【これまでの国の取組】

○平成27年4月～	ポスター及びリーフレットを配布(都道府県、市町村、郵便局等)
○平成27年6月	政府広報(ラジオ)による広報を実施
○平成27年8月	新聞広告による広報を実施
○平成27年9月	新規対象者となる可能性のある恩給等失権者の遺族に制度案内を送付

【今後の国の取組予定】

○平成29年4月頃	国から都道府県にリスト(前回特別弔慰金受給者のうち未請求の者等)を送付予定
○平成29年夏以降	新聞広告等を実施予定、ポスター及びリーフレットを配布予定

【依頼事項】

- 請求期限が近付いていること、事前に支給対象の遺族を特定・把握することは困難なことから、広報活動が重要となる。
- 都道府県におかれては、国から送付するリストに基づき受給権者と思われる未請求の者に対して、市町村と連携し個別の請求案内をお願いしたい。
- 都道府県及び市町村の広報誌等を活用して、積極的な広報活動をお願いしたい。

2. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

制度の概要

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰^{いしや}藉を行うため、特別給付金を支給（無利子の記名国債を交付し、毎年均等に償還）。
- 平成28年に、国として引き続き慰^{いしや}藉を行うため、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を改正
 - ①特別給付金の継続支給（請求期間：平成28年4月15日から平成31年4月15日）
受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付
 - ②平病死特別給付金（請求期間：平成28年10月1日から平成31年9月30日）
夫たる戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に対し平病死特別給付金を支給（年1万円×5年）

これまでの国の取組

時効失権を防止する観点から、支給要件に該当すると思われる者に対して、厚生労働省から個別案内を送付し制度の周知と請求勧奨を行った。

- ① 平成28年5月、特別給付金の継続支給（第二十八回特別給付金い号）対象者に対して、個別案内を送付（約2,900件）。
（平成28年12月末現在、居住地都道府県における受付件数2,297件。平成29年1月6日までの国債発行請求件数2,267件。）
- ② 平成28年12月、平病死特別給付金（第十三回特別給付金よ号）対象者に対して、個別案内を送付（約6,300件）。

依頼事項

- 都道府県におかれては、請求者がご高齢であることから、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定について、ご配慮いただきたい。
- 個別案内送付者リストを活用の上、未請求の者に対して市町村と連携して個別の請求案内をお願いしたい。

3 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が平成28年4月より施行され、同年5月に法律に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。
- 平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。
- また、遺骨収集推進法に基づき、戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人として、8月19日に一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定した。今後は、同協会が各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしている。国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施していく。

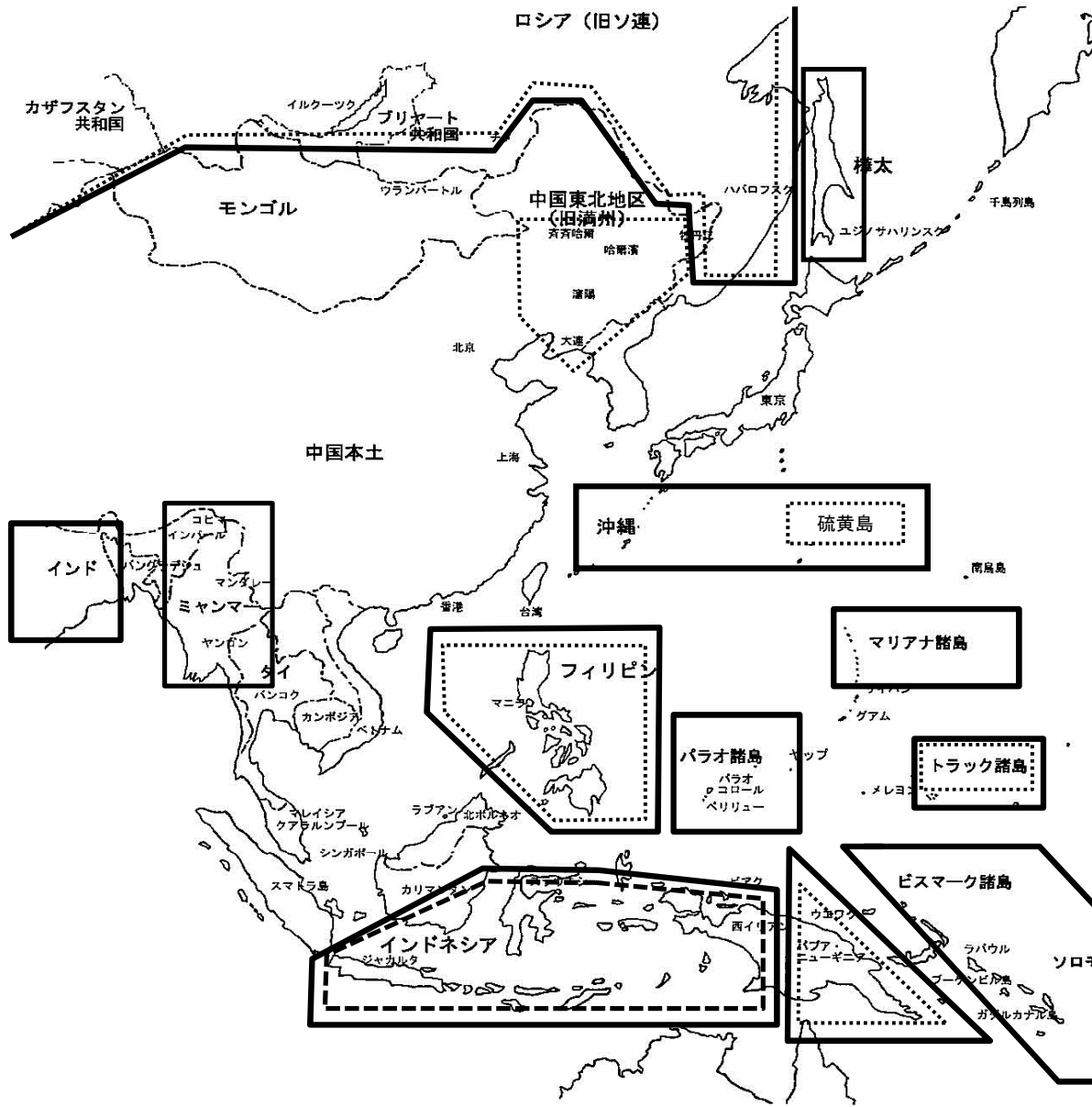
(2) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(2月中を目途に実施時期等を通知予定)。

平成29年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



遺骨収集	旧ソ連 東部 インドネシア マニラ マギール イミパ 沖繩 硫黄島 ソリユ ー ナ ック ナ ック シ バ ヤ ソ ロ モ ン ギ ン 諸 島 ニ シ 諸 島 ド ー ナ 諸 島 太 平 洋 諸 島 馬 尼 ラ 諸 島 シ ヨ モ ン 諸 島 ニ シ 諸 島 国 島	[実地] が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 東部 インドネシア マニラ マギール イミパ 沖繩 硫黄島 ソリユ ー ナ ック ナ ック シ バ ヤ ソ ロ モ ン ギ ン 諸 島 ニ シ 諸 島 ド ー ナ 諸 島 太 平 洋 諸 島 馬 尼 ラ 諸 島 シ ヨ モ ン 諸 島 ニ シ 諸 島 国 島	[虚地] が実施予定地
戦没者遺骨の概数 約240万人 約127万柱 約113万柱 (うち海相相手の遺骨約30万柱、約23万柱)		

4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ これまで関係遺族約10,700人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約2,400人から申請、鑑定の結果1,064柱の遺骨の身元を特定。(平成28年11月末現在)
- DNA鑑定の遺族の対象を拡大し、遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定でき、かつDNAが抽出できた沖縄県の4地域の遺骨について、関係遺族の所在を調査し、所在が判明した遺族に対し案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を試行的に実施している。沖縄4地域の試行実施の結果を踏まえ、他の地域における実施を検討することとしている。
 - ➡ これまで関係遺族約1,700人の所在が判明し、戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち、約300人から申請、順次鑑定中。(平成28年11月末現在)
- 個体性のある遺骨について、DNAデータを抽出することが可能な場合には、全てデータベース化を行う。
 - ➡ これまでに収容されている検体について、鑑定機関において抽出作業を実施、データベース化に取り組んでいる。

連絡事項

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。
- 平成28年度に遺骨収集を実施した埋葬地の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を送付予定。

依頼事項

- 戦没者のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族の所在調査を行うため、ご理解とご協力を賜りたい。
- 遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限25万円))を行っている。

2 連絡事項

平成29年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2(上限25万円)を補助することを予定している。

なお、平成29年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、併せて管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

3 今後の事務スケジュール(予定)

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出(適用日は4月1日)
- 5月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 6月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 8月中旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 9月下旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

(参考)事業実施例

小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難となり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

6 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

①支援・相談員の配置

現 状

- 平成28年度に、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行った。

依頼事項

- 都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制への事業の見直しや人材の確保等、多大なご尽力をいただいたところであるが、平成29年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

②中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

現 状

- 従来の日本語教育支援事業や自立支援通訳等派遣事業に加え、平成28年度から、中国残留邦人等の高齢化や二世の就労支援に対応するため、交流事業等を通じ、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」、就労に役立つ日本語指導を集中的に行う「二世の就労に資する日本語教室」を実施することとした。

依頼事項

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、関係機関と連携を図り、中国残留邦人等が医療・介護サービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳の人材確保に努めていただきたい。
- 高齢のため、日本語教室等への継続的な参加が困難な事例が散見されることから、「(現行の)日本語教育支援事業」から「日本語交流サロン」への見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

イ <新規>中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

平成29年度より、各中国帰国者支援・交流センターに介護支援コーディネーター(仮称)を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけを行うボランティア「生活・介護支援サポーター(仮称)」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行うこととしている。

事業の実施にあたり、ボランティア募集の周知等についてご協力をお願いする予定であるが、事業の内容については、3月の社会・援護局関係主管課長会議においてお知らせする。(本事業のイメージについては、後段資料を参照)

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

③その他依頼事項

ア 特定求職者雇用開発助成金制度の広報(中国残留邦人等二世の就労支援)

中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

イ 普及啓発事業

平成28年度から、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として、中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

ウ 次世代継承事業

○戦後世代の語り部の育成

中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成29年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

○証言映像収集・公開事業

中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施。平成29年度においても、事業を継続するので、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

現 状

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齢基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給



支援給付のしおり

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。

(3) 支援給付等施行事務監査

現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、平成29年度も実施を予定している。
- 平成29年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等は高齢化し、介護サービスの需要も年々増加しているが、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの細かい内容について要望を伝えることができないことや、事業所職員や周りの利用者等とのコミュニケーションが取れないことなどにより、希望する介護サービスを受けられない等の状況にある。

これらの問題を解消するため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特性を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター(仮称)」を配置する。
- 2 介護事業所や中国残留邦人等の居宅を訪問し、中国語による語り掛けを行うボランティアとして、同センターに「生活・介護支援サポーター(仮称)」を登録する仕組みを設ける。

(事業のイメージ)

支援・交流センター(全国7か所)

(新規)
介護支援コーディネーター
(仮称)

- ◎ サポーターの募集・研修
- ◎ 中国残留邦人等のニーズとサポーターの希望を調整し訪問先・日程等を調整
- ◎ 支援・相談員への情報提供・助言、支援・相談員からの相談対応
- ◎ 管内介護事業所について中国語対応能力などの実態把握

登録

(新規)
生活・介護支援サポーター(仮称)

- ◎ 中国語での語りかけを行うボランティア
(介護事業所、自宅等に訪問)

サポーターの訪問先・日時等を
コーディネーターがマッチング

訪問

介護サービス利用に困難のある中国残留邦人等



7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査

現 状

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定したところ。(※平成28年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

- ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)
 - ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
 - ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまでと同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

平成29年度 援護関係予算案の概要

28年度予算

29年度予算案

278億19百万円



261億17百万円

1 援護年金	122億64百万円	→	104億36百万円
2 遺骨収集事業の強化	21億34百万円	→	23億16百万円
（1）硫黄島遺骨収集帰還事業	13億60百万円	→	13億96百万円
（2）南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	7億74百万円	→	9億20百万円
3 戦没者慰霊事業等	7億61百万円	→	7億 2百万円
（1）全国戦没者追悼式挙行経費	1億50百万円	→	1億51百万円
（2）慰霊巡拝等	6億10百万円	→	5億51百万円
4 昭和館・しょうけい館事業	6億34百万円	→	9億19百万円
（1）昭和館	4億54百万円	→	7億43百万円
（2）しょうけい館	1億80百万円	→	1億76百万円

28年度予算

29年度予算案

5 戦争の経験の次世代への継承	30百万円	→	31百万円
（1）戦傷病者等の証言映像の収録	21百万円	→	13百万円
（2）若年世代の語り部の育成等	9百万円	→	17百万円
※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施(再掲)			
6 中国残留邦人等の援護等	106億94百万円	→	107億70百万円
（1）中国残留邦人等に対する支援等	104億56百万円	→	105億62百万円
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	161百万円	→	160百万円
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	77百万円	→	49百万円

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて (P2～)	地域福祉課	総務係	北尾	2853
2 生活困窮者自立支援制度について (P14～)	地域福祉課	総務係	北尾	2853
3 生活保護の適正実施等について (P26～)	保護課	総務係	高橋	2824
4 社会福祉法人制度改革について (P46～)	福祉基盤課	総務係	瀬口	2863
5 福祉・介護人材確保対策等について (P51～)	福祉基盤課	総務係	瀬口	2863
6 自殺対策について (P74～)	自殺対策推進室	企画調整係	中村	2837
(参考)社会関係の予算について (P80～)	書記室	経理係	河野	2805
II 給付金関係 (P86～)	簡素な給付措置支給業務室		安西	2129

社会・援護局(援護) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
Ⅲ 援護関係(P93～)				
1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について	援護・業務課	給付係	長谷川	3426
2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	援護・業務課	給付係	長谷川	3426
3 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	片岡	3452
4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	事業課	調査第一係	田中	3482
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第二係	佐藤	3476
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	援護企画課 中国残留邦人等支 援室	庶務係	徳永	3462
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	近藤	3459
(参考)援護関係の予算について	援護書記室	援護経理係	山口	3404